

盛岡市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長及び農業委員会会長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年6月3日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|---|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和6年3月28日付け5盛監第66号 |
| 2 対象部署 | 交流推進部、保健福祉部、子ども未来部、保健所、新型コロナワクチン接種実施本部事務局、議会事務局及び農業委員会事務局 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |